

療育手帳 判定等の巡回相談を実施します

茨城県福祉相談センターでは、18歳以上の知的障害者を対象に、巡回相談を行います。

療育手帳の判定、再判定および相談を希望される方は、事前のお申込みが必要になりますので、茨城県福祉相談センターまでご連絡ください。

- ▶日時 6月11日(金) 午前10時～午後2時30分
- ▶場所 玉造庁舎 会議室
- ▶対象 療育手帳をお持ちの18歳以上の方、18歳以上で療育手帳の相談を希望される方
- ▶人数 6人(定員になり次第受付終了)

※再判定について

療育手帳の「次の判定年月」欄には、再判定時期が記載されています。再判定時期の3カ月前から予約ができます。再判定時期の前でも、障害程度に変化があると思われる場合は再判定を受けることが可能です。下記までご相談ください。

【問い合わせ・申し込み】茨城県福祉相談センター ☎029-221-0800

障害者相談員をご紹介します

本市では、障害者相談員として、身体障害者相談員3人、知的障害者相談員3人の方に委嘱しています。

相談員は障害がある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽に相談してください。 ※任期は、2022年3月31日までです。

▶身体障害者相談員

- 伊藤伸一郎 ☎0299-72-1487
- 原 喜美子 ☎0291-35-0235
- 樽見八重子 ☎0299-55-0330

▶知的障害者相談員

- 宮内文字 ☎090-4706-4043(携帯)
- 出久根さゆり ☎0291-35-3066
- 山口奉宏 ☎0299-55-3921

【問い合わせ】社会福祉課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

情報ひろば



行方市の人口

総数	33,726人(-44)
男	16,887人(-26)
女	16,839人(-18)
世帯数	13,088世帯(+10)
令和3年3月1日現在	
※外国人住民を含む	
()は前月との比較	

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



市の花 市の木 市の鳥
ヤマユリ イチョウ シラサギ
(山百合) (銀杏) (白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり 受けつぎし
大空 はばたく 子どもらの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー



<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>

市役所 開庁時間

平日(月曜～金曜)
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、
お問い合わせください。

広告

借金	整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭	問題
各種民事・家事事件	不動産・建築		
神栖・鹿島セントラル法律事務所			
問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可			
弁護士 瀧 智英	(茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階		
弁護士 谷本 雅晃	(茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11		

行方市公式ツイッター つぶやき中!



市政情報、イベント情報や緊急情報など、
行方市の情報を幅広くつぶやきます。

SDGs と「情けは人の為ならず」－差別をしないことはコロナ対策の一つ

行方市 SDGs 推進アドバイザー・茨城大学准教授 野田 真里

SDGs と「情けは人の為ならず」－ここがすごい！SDGs ①包摂 (2)

引き続き「ここがすごい！SDGs7つのポイント」について、今回は新型コロナ禍を事例に、前回お示した①包摂:「誰一人取り残さない」を踏まえて、ご紹介したいと思います。「情けは人の為ならず」、よく耳にすることわざですが、これはSDGsを理解する上で重要な考え方の1つです。真の意味は「情を人にかけておけば、巡り巡って自分によい報いが来るということ」(大辞林)ですよね。つまり、情けをかけるのは「他人のためではなく、自分のためでもある」ということです。

「取り残される人々」の支援は誰の為？

ところが、文化庁の「国語に関する世論調査」(平成22年)によると、正しい意味で回答した方は45.8%と半数に満たず、他方、誤った意味である「人に情けを掛けて助けてやることは、結局はその人のためにならない」と回答した方が45.7%と、ほぼ同数にのぼりました。これは、国語にとどまらず、ものの考え方、社会との向き合い方の問題でもあるように思います。SDGs的にいけば、「取り残される人々」を支援することは誰のためか、改めて考える必要があります。

自分自身、そして地域社会の為－「コロナ差別をしないことはコロナ対策の一つ」

2021年3月上旬(原稿執筆時)で、日本は新型コロナ禍のいわゆる第三波の最中にあり、誰もが感染し、「取り残される」リスクがある状況です。他方、残念なことに、新型コロナ禍における差別や偏見が人権問題となっています。こうした「情けを人につけない」ことは事態を悪化させる危険性があります。なぜならば、「差別や偏見、嫌がらせが広がると医療従事者やエッセンシャルワーカー*1の離職が増える可能性があります。また、感染者への同様のことが増えると検査を避けたり、感染を隠そうとする人が増え、感染拡大を抑えにくくなります」(政府新型コロナウイルス感染症対策分科会・尾身茂会長)(Box)。

他方、「コロナ差別をしないことはコロナ対策の一つ」(尾身会長)として、自治体では、条例を定める動きも出てきました。「新型コロナウイルス感染症関係者に対する偏見等をなくすため…市民一人一人が思いやりの気持ちを持って人と接することにより、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資する」(下妻市条例)ことが重要でしょう。

Box：新型コロナ禍と差別・偏見 －3つのケース

CASE 1：医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見

CASE 2：感染者とその家族への差別や偏見

CASE 3：思い込み、過剰な反応による差別や偏見

出典：法務省「新型コロナウイルスに関して－差別や偏見をなくしましょう」

*1 エッセンシャルワーカー：日常生活を維持するうえで欠かせない仕事の従事者

【問い合わせ】

企画政策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811 mail:seisaku01@city.namegata.lg.jp

広告

いつまでも、もっといきいきと暮らす喜びを。



通所介護事業所 サポートセンター いきいき

TEL：0299-77-5900

〒311-3832 茨城県行方市麻生1085-4